運営会社⇔利用者

生活支援サービス契約書

利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

サービス提供者　　株式会社Ｔ．Ｓ．Ｉ＿＿＿＿＿＿＿＿

生活支援サービス契約書

頭書

（1）サービス提供の場所

名　称	アンジェス相原
所在地	東京都町田市相原町 1653 番
構造　規模	木造 3 階建て
階数　居室 面積	階　　号室 居室面積　□18.00 ㎡　□25.00 ㎡

（2）契約期間

契約期間	年　月　日 ～　年　月　日（2年間）

（3）利用料等その他

サービス利用料	
生活支援サービス利用料	月額 39,600 円（税込）
オプション利用料	別記生活支援サービス一覧表参照

（4）生活支援サービス利用料等の支払い方法

支払方法	口座振替　・　振込
支払期日	翌月分生活支援サービス利用料及び消費税については前月２３日 オプション利用料については、利用月の翌月２３日
振込先	銀　行　三井住友銀行 支　店　中央支店(763) 普通預金　7739039 口座名義　株式会社Ｔ．Ｓ．Ｉ　代表取締役　北山忠雄

（５）当事者等

	氏　　名	住　　所	電 話 番 号
提供者（甲）	株式会社Ｔ．Ｓ．Ｉ	京都府京都市西京区桂南巽町 75－4	075-393-7177
利用者（乙）			
連帯保証人			
身元引受人			
賃借人 緊急連絡先			

サービス提供者株式会社Ｔ．Ｓ．Ｉ（以下「甲」という）と利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という）とは、頭書（１）【サービス提供の場所】に記載する物件（以下「本物件」という）における日常生活をサポートするサービス（以下「本サービス」という）に関し、生活支援サービス契約（以下「本契約」という）を次の通りに締結する。

第１条（契約期間・更新）

本契約の契約期間は、頭書（２）【契約期間】に記載のとおりとする。
ただし、本契約のうち、状況把握及び生活相談のサービスの提供について、
賃貸借契約と不可分であり、契約期間についてはそれぞれが同一期間である事とする。

２．本契約期間満了２ヶ月前までに、甲乙いずれかから文書により更新しない旨の通知を相手方に発しない限り、本契約は契約期間満了日の翌日から２年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第２条（目的）

乙は、本物件に居住する際の生活サポートの享受を目的として本契約を締結するものとする。

第３条（サービスの内容）

本サービスの内容は、別記アンジェス相原生活支援サービス一覧表に記載のとおりとする。

２．甲乙は、乙の心身の状況、乙の希望等に鑑み、双方の協議に基づき、別記アンジェス相原生活支援サービス一覧表に記載の「オプション」から、乙が利用する「オプション」を選択するものとする。

３．甲が乙に対して本サービスを提供するために要する備品、消耗品、水道光熱費等は、乙の負担とする。

４．甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存する。

第４条（利用料等）

乙は甲に対し、利用料等（以下「利用料等」という。）を、頭書（４）【生活支援サービス利用料等の支払い方法】に記載の支払い方法により支払うものとする。

２．別記アンジェス相原生活支援サービス一覧表の「オプション」欄に記載の本サービスが甲から乙に提供された場合、乙は、所定の費用を、頭書（４）【生活支援サービス利用料等の支払い方法】に記載の支払い方法により支払うものとする。

３．乙の入居又は退去により、乙の本サービス利用期間が１ヶ月に満たない場合には、当該

月の利用料等は、１ヶ月を３０日とする日割計算により算出するものとし、１円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てするものとする。

第５条（遅延損害金）

乙が利用料等の全部または一部の支払いを遅延したときは、支払いを遅延した額に対して、遅延した期間の日数に応じ、年（３６５日あたり）１４．６％の割合により算出した額に相当する遅延損害金を、遅延賃料等の支払と同時に甲に支払わなければならない。

第６条（利用料等の改定）

甲は、次の各号に該当するときは、乙との協議の上、利用料等を改定することができる。

① 諸物価の上昇、経済事情の変動その他必要があると甲が認めたとき

② 別記生活支援サービス一覧の項目の増加、その他必要があると甲が認めたとき

第７条（遵守義務）

乙は、本契約及び別途交付される本物件に関わる「生活支援サービス重要事項説明書」で定められた規定等を充分に遵守するものとする。

第８条（契約終了時の精算）

本契約終了時において乙が利用料等を既に甲に支払っていた場合には、甲は、乙が支払済みの利用料等から、第４条３項の計算により算出される当該月の利用料等を控除し、その残額を乙に支払うものとする。

第９条（乙による契約解除）

乙は、契約期間内に本契約を解除しようとするときは、１ヶ月以上の予告期間をもって甲所定の契約解除届を提出するものとし、その記載された契約解除日をもって本契約は解除されるものとする。ただし、乙は、１ヶ月分の利用料等相当額を支払って即時に本契約を解除することができる。

２．乙は、契約解除届提出後は、甲の書面による承諾がなければ、これを撤回、または取り消すことができない。

第１０条（甲による契約解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告した上で、本契約を解除することができる。

① 利用料等の支払を拒絶し、または利用料等の支払を２ヶ月分以上滞納したとき

② 利用料等の支払をたびたび遅滞することにより、支払能力がないものと甲が認め、且

つ、かかる遅滞が本契約における乙と甲との信頼関係を著しく害するものであると甲が認めたとき

③ 正当な理由なく、乙が甲の提供するサービスの中止をしばしば繰り返したとき

④ 乙または乙の家族が、甲または甲の従業員に、背信行為や社会通念上逸脱する行為を行ったとき。

⑤ 乙が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の生活支援方法ではこれを防止することができず、契約を将来的に継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができる。

2．乙が死亡したとき及び賃貸借契約が終了したとき、本契約は当然に終了するものとする。

第１１条（甲に対する通知義務）

乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲所定の書面によって通知し、予め甲の承諾を得なければならない。

① 継続して１ヶ月以上本物件に居住しないとき

② 連帯保証人または身元引受人を変更するとき

2．乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲所定の書面によって、速やかに甲に通知しなければならない。

① 連帯保証人または身元引受人が、住所、氏名、電話番号等を変更したとき

② 乙が成年被後見人、被保佐人、被補助人（以下、被後見人等という。）となったとき

③ 連帯保証人もしくは身元引受人が死亡し、または被後見人等となったとき

第１２条（甲の免責）

地震・風水害・落雷等の天災地変、火災、盗難等により生じた損害に対しては、甲は乙に対し、一切賠償の責を負わないものとする。

2．前項に掲げる事由により、本物件が本契約の目的の用に供する事ができなくなった場合、本契約は当然に終了する。

3．乙は、日常生活上発生した事故及び他の入居者や第三者との間のトラブルによる損害については、乙の自己の責任において処理するものとする。

4．乙の故意または過失に起因する損害について、甲は責任を負わないものとする。

第１３条（立入権）

甲は、本物件の管理上、建物保全・衛生・防犯・防火・救助その他必要があるときは、乙に事前に通知した上で本物件に立ち入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができる。ただし、緊急を要する場合は、甲は、事前の通知なしに本物件に立ち入ることができるものとし、かかる場合、乙は、甲の措置に協力しなければならない。

第１４条（緊急対応）

甲は、本サービス実施中において、乙の心身の状態が急変した場合には、速やかに連帯保証人または身元引受人に連絡をとるとともに、必要に応じて救急対応等の措置を講じる。

第１５条（利用者、連帯保証人、身元引受人の義務）

乙、連帯保証人及び身元引受人は、本サービスを利用するにあたり、以下の義務を負う。

① 乙の能力や健康状態についての情報を正しく甲に提供すること。
② 他の利用者やその訪問者及び甲の職員の権利を侵害しないこと。
③ 甲またはその協力医師が定めた諸規則及び指示した事項に従うこと。
④ 甲が提供する各種のサービスに異議がある場合に、速やかに甲に知らせること。
⑤ 市町村及び介護保険法その他省令に基づく立ち入り調査について協力すること。

第１６条（連帯保証人）

連帯保証人は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務について、乙と連帯して履行の責を負うものとする。

２．連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

３．連帯保証人は、乙の心身状況によって特別な配慮が必要とされる場合において適切に対応する。

４．甲は、連帯保証人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により連帯保証人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、連帯保証人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす連帯保証人を新たに選任するものとする。

第１７条（身元引受人）

身元引受人は、乙の病気・死亡等の場合に、甲からの連絡、相談等に応じるものとする。

２．身元引受人は、乙の心身状況によって特別な配慮が必要とされる場合において適切に対応する。

３．乙が他の居住者との共同生活の秩序を維持できないと甲が判断し、乙及び身元引受人との協議に基づき本契約が解除された場合、身元引受人は、責任をもって乙を引き取らなければならない。

４．甲は、身元引受人が死亡したとき、または所在不明・無資力等の事由により身元引受人の責を果たし得ないと認めたときは、乙に対して、身元引受人の追加、または変更を求めることができる。この場合、乙は、直ちに甲の要求する条件を満たす身元引受人を新たに選任しなければならない。

５．乙が死亡した場合、身元引受人は責任をもって本契約の終了手続を行い、本物件の明渡しを行うものとする。

第１８条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第１９条（苦情処理）

乙は、甲及び甲が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができる。

２．甲は、乙からの苦情等の適切な解決に努めるものとする。

３．甲は、本条第１項に基づく苦情の申し立てに対応する責任者をあらかじめ定め、迅速かつ誠実に対応するものとする。

４．甲は、乙が苦情の申し立て等を行ったことを理由として、何らの不利益な取り扱いをすることはない。

第２０条（秘密の保持）

甲及び甲の従業員は、正当な理由がない限り業務上知り得た乙、乙の家族、連帯保証人及び身元引受人の秘密を保持するものとする。また契約終了後も同様とする。

第２１条（誠意処理）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈上疑義が生じた事項については、乙、甲、連帯保証人及び身元引受人が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上本契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙、連帯保証人及び身元引受人署名捺印の上、甲・乙及び連帯保証人が各１通を保有し、身元引受人が写しを保有するものとする。

年　　月　　日

サービス提供者（甲）	住　　所	京都府京都市西京区桂南巽町 75-4	
	氏　　名	株式会社Ｔ．Ｓ．Ｉ 代表取締役　北山　忠雄	印
	電話番号	075-393-7177	
利用者（乙）	住　　所		
	氏　　名		印
	電話番号		
連帯保証人	住　　所		
	氏　　名		実印
	電話番号		
	続　　柄		
	極度額	生活支援サービス費の 12 か月分	
身元引受人	住　　所		
	氏　　名		印
	電話番号		
	続　　柄		

別記　　アンジェス相原　　生活支援サービス一覧 2026 年 9 月現在
生活支援サービス基本料金は、定額制とする。 以下、すべて記載は税込表記とする。

生活支援サービス 基本サービスにおける月額基本料金　39,600 円/月
■サービス提供方法
日中 1 名以上の生活支援員が、午前 9 時～午後 5 時の間サービス提供を行います。 上記時間外は、緊急コール設備にて 24 時間対応しております。
■状況把握サービス
毎日食事時を利用して、本人安否確認を行います。
■生活相談サービス
一般的対応や紹介ができる相談に対し、助言を行います。 また、専門的な相談や助言のために、専門家や専門機関を紹介します。
■緊急時対応サービス
各居室に緊急コール設備を配置しております。夜間常駐していない時間に通報があった場合には、併設施設の訪問介護職員が、サ高住職員として対応します。
■フロント・コンシェルジュサービス
保険証類・認印のお預かり、郵便・電話のお取次ぎ

生活支援サービスオプション一覧表	
■アクティビティ	
項目	オプション金額
レクリエーション、行事参加費	毎日のレクリエーションは無償 行事内容によっては別途参加費をお知らせ
■安心パック（選択制）	
オプション安心パック：これより下記のサービスオプション一覧におけるサービスを、月額料金固定で利用可能。（外出系・人員補充が必要なレベルの特殊対応・看護師による医療対応を除く） ※交通費は別。	49,500 円/月

■健康	
項目	オプション金額
薬の受け取り・お預かり・お渡し	8,800 円/月
服薬介助	550 円/1 日
体調不良時の対応(検温、クーリング等)	5,500 円/1 日 (0 時基準)
誘導（見守り）・移乗介助	1 日 770 円又は月 19,800 円（上限）
通院・外出介助	3,300 円/30 分
看取り対応	5,500 円/1 日
水分の促し（介助あり)。日に 2 回	5,500 円/月
身体介助	1,100 円/15 分毎
個別対応	訪問対応 1 回あたり 3 分まで無料。その後は 2,200 円/日
■安全・緊急対応	
項目	オプション金額
救急車同乗、院内付き添い	8,800 円/60 分 (60 分超 4,400 円/30 分)
■環境整備・洗濯	
項目	オプション金額
洗濯物の（①回収・②洗い・③干し・④たたみ収納)	各 137 円/1 台につき ※ただし週 2 回までの定期的な洗濯についての回収・洗いは無償
つけおき洗い	550 円/1 回
本人・もしくは家族が洗濯機使用	週 2 回までは無償。 それ以上は水光熱費として 550 円/1 台につき
乾燥機の使用	水光熱費として 550 円/1 台につき
ゴミ収集	1,100 円/月
金銭等管理を要する事	1,100 円/月
生活援助	550 円/15 分毎

Wi-Fi 使用料（入居者のみ対象）	1,650 円/月
■入浴・排泄	
項目	オプション金額
排泄介助・ストマ対応（介護職対応可能な場合）	550 円/１回 上限設定あり
排泄介助上限	2,200 円/1 日
排便チェック	1,100 円/月
2 人介助が必要な場合	各項目金額×2 倍
■食事	
項目	オプション金額
居室への配膳下膳	550 円/1 回
食事介助	550 円/１回

＊場合によりお受けできないサービスもあります。

＊看護師による医療対応は最下部の表に記載の通りの金額となります。

■看護師による医療対応（インスリンの注射、在宅酸素のコントロール等）

サービスの内容	提供時間	時　間　区　分	利　用　料	
			月～金	土・日・祝
医療対応 2 時間以内	10 分	日中(9 時-18 時)	1,474 円	1,837 円
	30 分	日中(9 時-18 時)	4,400 円	5,500 円
		夜間・早朝(18 時-22 時・6 時-9 時)	5,500 円	6,600 円
		深夜(22 時-6 時)	6,600 円	7,700 円
医療対応 2 時間を超えた部分	10 分	日中(9 時-18 時)	1,100 円	1,474 円
	30 分	日中(9 時-18 時)	3,300 円	4,400 円
		夜間・早朝(18 時-22 時・6 時-9 時)	4,400 円	5,500 円
		深夜(22 時-6 時)	5,500 円	6,600 円
ご遺体のお世話 (エンゼルケア)		なし	23,100 円(材料費は別途)	

＊医療対応については、看護師が在中している場合のみ対応可能なサービスです。